

2.5 肝炎対策

〔現況及び施策の方向〕

肝炎ウイルス持続感染者（キャリア）はB型、C型合わせて国内に220万人から340万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の整備が必要となっている。

このため広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進する。

〔事業の内容〕

1 肝炎対策事業（予算額 4,015千円）【負担割合：国1/2、県1/2】

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療拠点病院の運営、保健指導者の人材育成のための研修会の実施及び県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進する。

（平成19年度創設）

区分	内容
総合的な推進体制の強化	治療・検査・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため「肝炎対策協議会」を設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の整備 ○医療従事者研修
人材育成	○保健指導者への研修 ○かかりつけ医等への研修
普及啓発活動	○肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受診推奨

2 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業（予算額 702,231千円）

【負担割合：国1/2、県1/2。ただし「肝炎ウイルス検査の実施」については、国65/100、県35/100】

早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。

また、根治療法として急速に進展しているインターフェロン療法について、高額であることにより、敬遠されていることから、治療費の一部を助成し、アクセスを改善することにより、根治療法の進展を図る。（平成20年度創設）

なお、平成22年度から治療費助成制度について、次の事項を変更し、アクセスの改善を図っている。

- 治療費の自己負担限度額の引下げ（1万・3万・5万→原則1万円（上位所得階層：2万円））
- 助成対象医療の拡大（B型肝炎患者への核酸アナログ製剤治療を追加）
- 制度利用回数の制限緩和（インターフェロン治療について、医学的妥当性が認められる場合は、1人につき1回→2回目の利用を認める）

区分	内容
制度に係る説明会	○肝炎ウイルス治療費等助成制度について、各種関係機関に説明会を実施 (対象：保健所・市町、医療機関、患者)
受給資格の審査・受給者証の発行	○当該制度の受給者認定に係る経費 ・認定審査会の開催 ・申請受付業務等
肝炎ウイルス検査の実施	○無料検査の実施 (実施場所：保健所（支所）、委託医療機関)
医療費助成等	○患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等